

空調設備冷暖房機器等定期点検業務委託契約書（案）

秋田県立栗田支援学校長 神部 守（以下「甲」という）と、 （以下「乙」という）とは、空調設備冷暖房機器等定期点検業務について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条（委託）

甲は、秋田県立栗田支援学校空調設備冷暖房機器等定期点検業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第2条（委託期間）

この契約による委託期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとし、作業日等の日程は甲と乙が協議して定める。

第3条（委託料）

委託料は、 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

「取引に係る消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た金額である。」

- 2 乙は委託業務完了後、委託業務に関する完了報告書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から前項による業務の報告を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。
- 4 乙は、前項による検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

第4条（契約保証金）

乙は、甲に対し契約保証金として 円を納付するものとする。

甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除する。（※免除の場合）

第5条（委託業務の処理方法）

乙は、本契約書に添付の仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

第6条（作業用器材の負担区分）

委託業務の実施に要する機械、器具及び材料はすべて乙の負担とする。

第7条（調査等）

甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は、委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

第8条（光熱水費の負担区分）

委託業務を実施するため使用する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。

第9条（解除等）

甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に委託料の10/100を違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

第10条（損害賠償）

乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

第11条（信義則）

甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第12条（疑義等の決定）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲）秋田市新屋栗田町10-10

秋田県立栗田支援学校長 神 部 守 印

（乙）

印